

## 令和2年度フグ取扱者・フグ販売者・みがきフグ取扱者認定講習会受講案内

長野県

## 1 フグ取扱者・フグ販売者・みがきフグ取扱者認定講習会について

この講習会は、長野県フグ取扱指導要綱第8条の規定により、知事が行うもので、この講習会を修了した者には、受講した講習会の内容に応じ、「フグ取扱者認定証」、「フグ販売者認定証」又は「みがきフグ取扱者認定証」を交付します。

## 2 講習を受けることができる者

## (1) フグ取扱者認定講習会

調理師法（昭和33年法律第147号）第2条に規定する調理師であって、フグの調理又は加工に2年以上従事した者※

（※長野県フグ取扱指導要綱に規定するフグ取扱者のいる施設で従事した者。フグ販売者又はみがきフグ取扱者のいる施設での従事経験は受講資格となりません。他県のフグ取扱施設で従事していた場合については、あらかじめ健康福祉部食品・生活衛生課（026-235-7154）にお問い合わせください。）

## (2) フグ販売者認定講習会

丸フグ（除毒前のフグ）の販売のみに従事する者又は従事を予定している者。（ただし、フグ取扱者で丸フグの販売に従事している者は除く。）

## (3) みがきフグ取扱者認定講習会

調理師法（昭和33年法律第147号）第2条に規定する調理師であるもの。

## 3 講習の日時

## (1) フグ取扱者認定講習会

令和2年11月10日（火）午前9時から午後5時まで（受付8時30分から8時55分まで）

## (2) フグ販売者認定講習会、みがきフグ取扱者認定講習会

令和2年11月10日（火）午前9時から正午まで（受付8時30分から8時55分まで）  
（遅刻者については講習会受講ができませんので、時間に余裕をもってお越しください。）

## 4 講習の場所

松本合同庁舎 講堂、調理実習室、健康教育室、測定室  
（松本市大字島立1020 松本合同庁舎2階）

## 5 講習内容

## (1) フグ取扱者認定講習会

## ア 学科

長野県フグ取扱指導要綱について 1時間、フグ毒とフグの取扱いについて 1時間

## イ 実技

フグの鑑別及び除毒技術について 3時間

## (2) フグ販売者認定講習会

## ア 学科

長野県フグ取扱指導要綱について 1時間、フグ毒とフグの取扱いについて 1時間

イ 実技

フグ鑑別について 30 分間

(3) みがきフグ取扱者認定講習会

ア 学科

長野県フグ取扱指導要綱について 1 時間、フグ毒とフグの取扱について 1 時間  
有毒部位の除去状況の確認について 30 分間

6 効果判定

	フグ取扱者認定講習会	フグ販売者認定講習会
筆記	学科の講義内容について、10 分以内で 10 問○×式で解答する	
実技	① 5 分以内で 5 種類以上の種類鑑別 ② 30 分以内でフグ 1 尾を解体除毒処理し、臓器及び有毒部位の鑑別をする	5 分以内で 5 種類以上の種類鑑別 (みがきフグ取扱者は除く)

7 持ち物

	フグ取扱者認定講習会	フグ販売者認定講習会 みがきフグ取扱者認定講習会
学科	受講票、テキスト、筆記用具	
実技	受講票、テキスト、筆記用具、 白衣（作業衣）、帽子、出刃・柳刃 包丁（各 1 本）、フキン 5 枚	受講票、テキスト、筆記用具

8 受講の手続き

- (1) 申込受付期間 令和 2 年 10 月 15 日（木）及び令和 2 年 10 月 16 日（金）の 2 日間
- (2) 申込受付場所 県内各保健福祉事務所（保健所）及び長野市保健所
- (3) 提出書類 以下のアからエまでの書類（別紙の記入例を参考に記入してください。）

提出書類	フグ取扱者	フグ販売者	みがきフグ 取扱者
ア フグ取扱者・みがきフグ取扱者・フグ販売者 認定講習会受講申込書（様式第 1 号）	○	○	○
イ 履歴書（様式第 2 号）	○	○	×
ウ フグ調理等業務従事証明書（様式第 3 号）※	○	×	×
エ 調理師免許証の写し	○	×	○

※個人が証明する場合は、「証明者」が使用する印の印鑑証明書を添付してください。

(4) 申込方法

ア 原則として、受講者本人が申込書類等を申込受付場所（県内各保健福祉事務所（保健所）及び長野市保健所）まで持参してください。

イ 申込書を受理したときは、「フグ取扱者・フグ販売者・みがきフグ取扱者認定講習会受

講票」を交付します。

ウ 受講料（講習材料費、テキスト代）については、（一社）長野県調理師会支部事務局で支払ってください。（体調不良による欠席や遅刻等により受講できない場合であっても、受講料の返金はいりません）

フグ取扱者認定講習会	フグ販売者認定講習会 みがきフグ取扱者認定講習会
40,700 円（税込）	10,200 円（税込）

## 9 認定証の交付

この認定講習会の全課程を修めた者に「フグ取扱者認定証」、「フグ販売者認定証」又は「みがきフグ取扱者認定証」を交付します。（「フグ取扱者認定講習会」及び「フグ販売者認定講習会」については、効果判定結果により良好な成績を得たと認められないときは、認定証が交付されない場合があります。）

## 10 その他

このフグ取扱者・フグ販売者・みがきフグ取扱者認定講習会受講申込書類の受理に伴って収集する個人情報、この講習会の受講者を特定し、認定証の交付事務及び付随する事務以外に利用しません。

新型コロナウイルス感染拡大などにより、講習会の実施に変更がある場合は長野県ホームページ（[https://www.pref.nagano.lg.jp/shokusei/kenko/shokuhin/shokuhin/shokuhin/27fugunin\\_teikousyuu.html](https://www.pref.nagano.lg.jp/shokusei/kenko/shokuhin/shokuhin/shokuhin/27fugunin_teikousyuu.html)）でお知らせします。

## 11 お問い合わせ先

保健福祉事務所 (保健所)	電話番号	住所
佐久保健福祉事務所	0267-63-4191	佐久市跡部 65-1 佐久合同庁舎内
上田保健福祉事務所	0268-25-7153	上田市材木町 1-2-6 上田合同庁舎内
諏訪保健福祉事務所	0266-57-2929	諏訪市上川 1 丁目 1644-10 諏訪合同庁舎内
伊那保健福祉事務所	0265-76-6840	伊那市荒井 3497 伊那合同庁舎内
飯田保健福祉事務所	0265-53-0446	飯田市追手町 2-678 飯田合同庁舎内
木曾保健福祉事務所	0264-25-2235	木曾郡木曾町福島 2757-1 木曾合同庁舎内
松本保健福祉事務所	0263-40-1943	松本市大字島立 1020 松本合同庁舎内
大町保健福祉事務所	0261-23-6528	大町市大字大町 1058-2 大町合同庁舎内
長野保健福祉事務所	026-225-9065	長野市中御所岡田 98-1
北信保健福祉事務所	0269-62-3106	飯山市大字静間 1340-1
長野市保健所	026-226-9970	長野市若里 6-6-1